

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡 易

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称		
区 分		旧 税 率 分 小 計 X	税 率 6.24 % 適 用 分 D	税 率 7.8 % 適 用 分 E	合 計 F (X+D+E)	
課 税 標 準 額 ①		(付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ① 、 1		(付表4-2の①-X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
消 費 税 額 ②		(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑮欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑯欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑰欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ③		(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控除対象仕入税額 ④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑯D欄の金額)	(付表5-1の⑤E欄又は⑯E欄の金額)	(付表5-1の⑤F欄又は⑯F欄の金額) ※第一表の④欄へ	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑱欄へ	
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ	
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		(付表4-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨		(付表4-2の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ		
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩					※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
地 準 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
	差 引 税 額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)		
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪) ⑬		(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑳欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ ※第二表の㉑欄へ	
譲 渡 割 納 税 額	還 付 額 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)		
	納 税 額 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)		
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯					※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下となる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）附則第 5 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 4 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第 10 条第 2 項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 付表 4－2 を作成してから、この付表を作成します。